

第1章 健康にいがた21実行計画の概要

1 健康にいがた21実行計画策定の経緯

- 近年、急速な少子高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療制度を取り巻く環境は大きく変化しており、平成17年12月に政府・与党医療改革協議会においてとりまとめられた「医療制度改革大綱」では、今後、治療重視の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換することとされました。
- これらを考慮して「医療制度改革関連法」が平成18年6月に公布され、平成20年度から、医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施や、都道府県医療費適正化計画の策定等が行われることとなりました。
- 本県では、平成13年3月に新潟県健康づくり指針「健康にいがた21」*を策定し、県民の壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指した21世紀における健康づくり運動を推進してきました。
- 平成18年3月には、「健康にいがた21」を効果的に推進し、目標達成のための進捗状況を把握するため、分野別の重点目標や目標値を設定した「健康にいがた21実行計画」を策定し、健康づくり対策を一層推進することとしました。
- そしてこのたび、医療構造改革等を参考にし、生活習慣病予防対策、特にメタボリックシンドロームに着目した見直しを行うとともに、「健康日本21」の改定等と整合させるため、「健康にいがた21実行計画」の改定を行うこととしました。

《新潟県健康づくり指針「健康にいがた21」》

- 位置付け
21世紀における国民健康づくり運動である「健康日本21」（平成12年3月策定）を踏まえ、平成13年3月に策定。健康増進法第8条に規定する健康増進計画。
- 基本理念
県民の一人ひとりが、健康づくりに取り組み、「すこやかで、いきがいに満ちた生活のできる社会」の実現を目指す。
- 期間
平成12年度から平成24年度までの13か年
(今回の実行計画の改定と連動し、終期を平成22年度から平成24年度へ延長)

2 実行計画の位置付け

新潟県健康づくり指針「健康にいがた21」の目標達成のための実行計画であり、「新潟県健康福祉ビジョン」をはじめ、「新潟県地域保健医療計画」、「新潟県保健医療推進計画（仮称）」、「新潟県がん対策推進計画」など各種健康関連計画とも整合性を有する計画です。

3 実行計画の期間

平成18年度から平成24年度まで

※「健康にいがた21」の上位計画である「新潟県夢おこし政策プラン」及び「新潟県健康福祉ビジョン」を考慮し、両計画の評価年度と国が定める「健康日本21」の終期に合わせ、平成24年度を終期に設定する。

4 実行計画の特徴

新潟県健康づくり指針「健康にいがた21」を効果的に推進するため、たばこ、栄養・食生活、運動・身体活動等の9分野別に重点目標及び目標値を設定し、目標を達成するために必要な取組、関係者の役割分担及び連携方策を明記しています。

重点目標の設定に当たっては、県民の健康状況を考慮し、①緊急性かつ重要性、②実現可能性、③波及効果を考慮して決定しました。

《実行計画の平成20年度における改定事項》

- ◎ メタボリックシンドロームに着目した見直し
 - ・「糖尿病分野」と「循環器疾患分野」を統合した「メタボリックシンドローム分野」を設定
 - ・メタボリックシンドローム予備群・該当者の推定数、特定健診・特定保健指導の実施率などの新指標を追加
- ◎ 従来の評価指標や目標値等を点検し、必要に応じて修正
- ◎ 目標達成に向けた必要な取組、関係者の役割分担及び連携方策を明記
- ◎ 推進体制を明記
- ◎ 計画期間の終期を平成22年度から平成24年度へ延長
 - ・「新潟県夢おこし政策プラン」及び「新潟県健康福祉ビジョン」の評価年度及び「健康日本21」の終期延長に対応

